

小平市立花小金井南中学校いじめ防止基本方針

1. はじめに

平成25年9月28日「いじめ防止対策推進法」が施行された。

「いじめ防止対策推進法」の第13条に基づき小平市立花小金井南中学校における「いじめ防止基本方針」を以下の通りに作成した。

私たち学校職員は、生徒が安全で安心して生活できる学校を築いていかなければならない。そのために以下の方針に基づいて、「いじめは許さない」「やってはいけない」という認識をもって、保護者・地域・関係機関と協力しながら取り組んでいく。

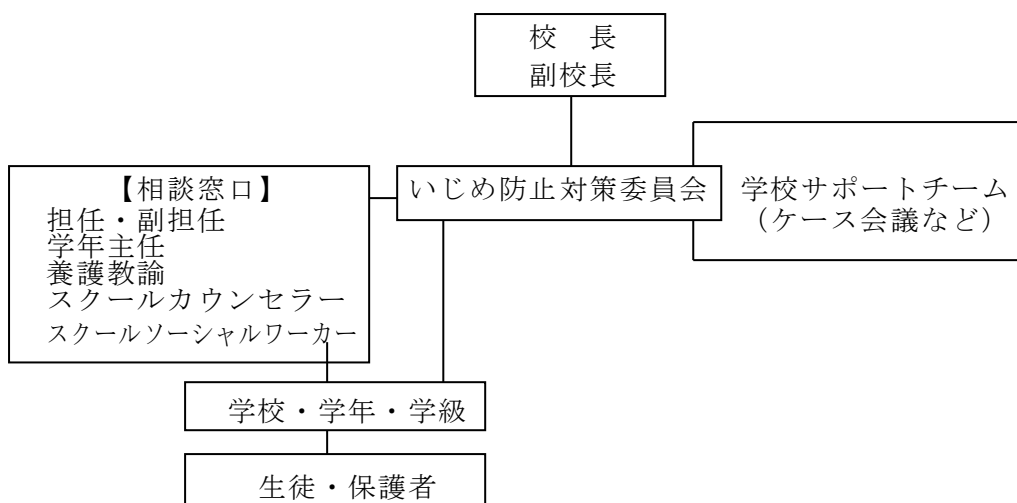
2. 組織対応の基本的な考え方について

担任や一部の教員だけで問題を抱え込むことなく、学校として組織的に対応することが原則である。そのために、以下のように校内で共通理解を図る。

- (1) 早期発見や解決、未然防止に向けて、組織的に対応することを原則とする。
- (2) いじめ防止対策委員会を設置し、ルールや解決策などを決める。
- (3) 各学年やクラスの情報を生活指導部会で共有化し、学校全体で対応する。
- (4) 解決までの道筋を明確にし、解決後も経過観察やカウンセリングなどして、再発防止に努める。
- (5) 発生から解決までの記録を残す。

3. 学校組織について

(1) 学校組織の連携



(2) 組織構成について

① いじめ防止対策委員会

学校で発生したいじめを把握し、解決に向けての取組を策定する。また、未然に防止するために、アンケートや面談の実施などの計画を行う。この委員会は以下のメンバーで構成する。

構成メンバー

副校長、生活指導主任、各学年の生活指導担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、

スクールソーシャルワーカーなど。原則、生活指導部会が、この委員会を兼ねる。

②ケース会議

場合により、関係機関の力を借りて対応する。

構成メンバー

校長、副校長、生活指導主任、該当学年主任、該当担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会、民生児童委員、子ども家庭支援センター、児童相談所、警察、スクールサポーター、保護司、PTA会長など。

4. いじめを未然に防ぐ

(1) いじめを許さない学校・学級づくり

- ①いじめが発生してから対応するのではなく、いじめのない学校づくりが大切である。日常生活の中で良いことは良い、悪いことは悪いという指導をする。
- ②学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成すると共に、自尊感情や自己肯定感を高めることで良き人間関係を築く。特に、道徳の時間、学級活動、生徒会活動、人権教育を通して、これらの指導の充実を図る。
- ③「いじめは人間として絶対やっていけないこと」という意識を徹底させる。また、いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為も同様に許されないという指導を徹底する。

(2) いじめを未然に防ぐ取組

①学級活動を通して

- ・生徒と教員に信頼関係がある学級経営を行う。
- ・正しい言葉遣いができる集団を育てる。
- ・話し合い活動ができ、クラスの諸問題を真剣に考える集団を育てる。

②授業を通して

- ・「分かる授業」を行い、生徒に学ぶ喜びを育む。
- ・授業への意欲が高められるよう適切な指導を行い、達成感や連帯感を向上させる。
- ・いじめの授業を道徳の時間や特別活動などにおいて行う。

③道徳の時間を通して

「いじめ防止」「人権の尊重」などの題材を取り上げ、「いじめは絶対に許さない」という心情を深める授業を工夫する。

④学校行事を通して

生徒が自主的に取り組むことにより、達成感や感動、仲間同士の友情が深まるような工夫をする。

⑤生徒会などの活動を通して

いじめ防止や解決に向けて、生徒会や委員会活動で話し合い、全校に呼びかける取組を行う。

⑥情報モラル教育の充実

スマートフォンなどの情報通信機器を使った誹謗中傷、いじめを防ぐため、情報教育や道徳の時間などを通じて、情報モラル教育に取り組む。

⑦いじめが発生しない環境作り

違いを認め合える集団や環境を築く取組を組織的に行う。

⑧校内研修会の実施

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修会を毎年実施する。また、いじめ発見チェックシートを活用し、教員の指導力の向上を図る。

5. いじめの早期発見

(1) 休み時間などでの発見

休み時間や昼休みなど、生徒の様子に気を配る。また、服装や言動など普段と異なる様子がないか確認し、気になることがあれば声をかけて様子を見守る。また、日直の巡回でも生徒の様子や校内の状態を観察することで、いじめについての情報を集める。

(2) 複数の教員による発見

授業や職員室に戻るとき（特にトイレ、特別教室など死角になる場所）生徒の様子をよく観察し、発見できる機会を多くする。

(3) 「アンケート」の実施

学期に1回、市内で行われる「ふれあい月間アンケート」と併せて年2回学校独自の「生活アンケート」を活用する。

(4) スクールカウンセラーによる全員面接

中学1年生を対象にスクールカウンセラーと1対1の全員面接を実施し、生徒の心情把握と相談体制の構築を図る。

(5) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携

日頃から、生活指導部・特別支援教育推進委員会と各学年の特別支援教育コーディネーターとの情報を密にし、行動連携が出来るようにする。

6. いじめ発見から解決まで

(1) いじめの情報の把握と事実の確認

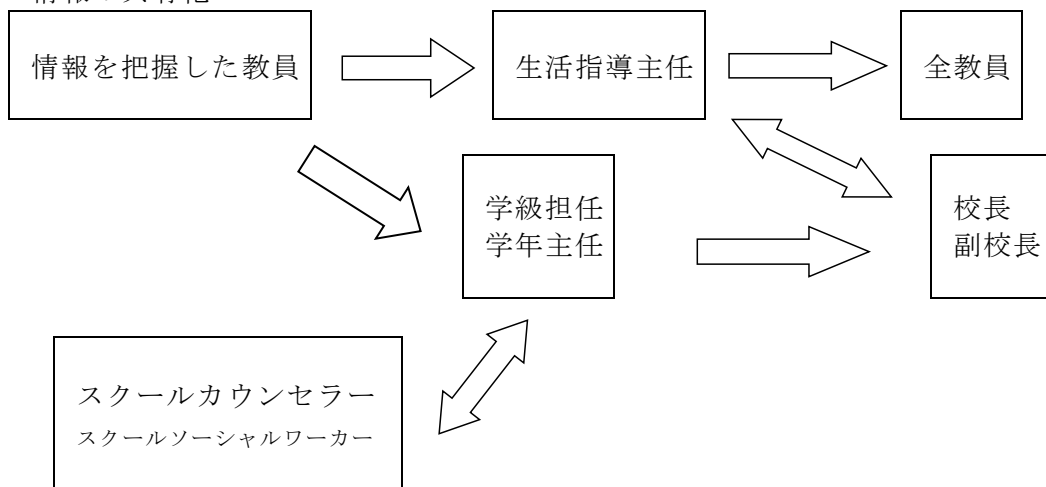
①情報の把握

- ・ いじめが疑われる言動
- ・ アンケート調査の回答
- ・ プリントやワークなどの提出物から気になる言葉を発見
- ・ 本人からの訴え
- ・ 保護者からの訴え

- ・ 周囲の生徒からの情報
- ・ 他の教員からの情報

などから情報の把握を行う。

情報の共有化



②事実の確認

- ・ 内容の真偽について、生徒・保護者に確認
- ・ 生活指導主任、管理職に連絡し、いじめ防止対策委員会を中心に対応

などから事実の確認を行う。

(2) 事実の究明

いじめの状況、きっかけを聞き、事実に基づいた指導を行うようにする。

(3) いじめを受けている生徒への指導

①基本的な姿勢

- ・いかなる理由があっても、いじめられた生徒の味方となり、守り通す姿勢を示す。
- ・指導が終わり、解消しても見守を継続する。

②事実の確認

- ・担任を中心に学年教員が対応する。

③支援

- ・時間や場所を確保し、じっくりと聞く態勢を整える。
- ・いじめは絶対に許さないということを伝え、指導をする。
- ・いじめを行う生徒に対し、今後の生活について具体的な指導をする。
- ・「自分にも原因がある」「がんばれ」という指導や安易な励ましは行わない。

④経過観察

- ・指導が終わり、いじめの解消後も、教員全体で当該生徒の様子を注意深く見守る。
- ・面談などを定期的に行い、学校生活の情報を把握する。

(4) いじめを行った生徒の対応

①基本的な姿勢

- ・いじめの背景を理解しつつ、いじめの行為については毅然とした姿勢で指導をする。
- ・自分はどうすべきだったのか、この後の生活はどうすればよいのか考えさせる。
- ・学級や学年から孤立したり、疎外されたりする生徒が出ないように指導を行う。

②事実の確認

- ・対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。
- ・うそやごまかしのない事実確認を行う。

③指導

- ・自分がいじめを行ったことの自覚をもたせ、責任転嫁を許さない。
- ・いじめを絶対に許さない姿勢で臨み、他者の傷みを理解できるように指導をする。

④経過観察

- ・面談などを定期的に行い、学校生活の情報を得る。
- ・指導が終わり、いじめの解消後も教員全体で当該生徒の様子を注意深く見守る。

(5) 傍観者に対する指導

①基本的な姿勢

- ・いじめは、学級や学年の集団全体の問題として対応する。
- ・いじめの問題に、教員や生徒が真剣に取り組んでいく姿勢を見せる。

②事実の確認

- ・いじめの事実を告げることは、つらい立場の生徒を救うことであることを伝える。
- ・いじめを告げたことにより、いじめられる可能性があると考えられる場合は、徹底して守り通すという姿勢を見せる。

③指導

- ・傍観者も問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・これから傍観者にならないためには、どのように行動したらよいのか考えさせる。

- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話をさせ、一人一人の意識を高めさせる。

④経過観察

- ・学級活動や行事を通して、集団のエネルギーをプラスに向ける。
- ・いじめの解消後も、生徒の観察を続けながら、継続した指導を行う。

(6) 保護者との連携

①いじめを受けた生徒の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問などを行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・いじめを受けた生徒を学校全体で守り、支援していくことを伝え、具体的な対応を示す。
- ・いじめの事実が全て分かるまで、いじめを行った生徒の保護者との連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に集結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

②いじめを行った生徒の保護者との連携

- ・事実の確認後、家庭訪問など行い事実の経過を伝える。
- ・いじめを受けた生徒の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と生徒の変容を伝え、指導に対する理解を求める。

③教育委員会への報告

いじめの事実は、副校長より報告する。

7. 重大事態への対処

重大事態の発生は、何としても防がなければならないが、万が一発生した場合には、いじめを受けた児童・生徒とその家族にできる限り配慮し、重大事態の原因等の究明及び解決に向けて取り組む。

重大事態の意味定義

いじめ重大事態の定義は、法第28条第1項において、いじめにより、「いじめにより、当該学校に在籍する児童・生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」（同項第1号。以下「生命心身財産重大事態」という。）、「いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」（同項第2号。以下「不登校重大事態」という。）と規定されている。児童・生徒や保護者からの申立て等に基づき、適切かつ真摯に対応する。

児童・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

参考：【いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定〔最終改定 平成29年3月16日〕）】